

教育再生実行会議 初等中等教育ワーキング・グループ
—主な論点（案）—

【具体的な検討課題】

今後、どのような状況下においても、子供たちを誰一人取り残すことなく学びを確実に保障するための方策や、ニューノーマル（新たな日常）における新しい学びの在り方等、今後の初等中等教育の在り方

【検討事項例】

1. ICTの本格的導入を含めニューノーマルにおける新たな学びはどうあるべきか
 - ICTの活用や、対面と遠隔・オンラインのハイブリッド化による協働的な学びの深化、個別最適な学びの実現
 - ICTの活用により危機においても学びを継続するとともに、全ての子供たちの学びを確実に保障するための方策
 - デジタル教科書・教材・コンテンツの本格的活用に向けた方策
 - 個別最適な学びの実現に伴う修業年限の在り方、学びの複線化
2. 感染症対策、ICTの本格的導入のための指導体制や環境整備はどうあるべきか
 - 国内外の児童生徒の学びの保障のため、令和時代のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境の姿」とその中での少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、ICTや関連する施設設備等の環境整備や、そのための財源の在り方
 - 個別最適な学びのための多様な教師集団の在り方、養成・採用・研修等を通じた1人1台端末環境等における教師のICT活用指導力の向上、ICT活用方法等の支援
 - 教育データの収集・分析・利活用の加速化に向けた方策

教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ

—主な論点（案）—

【具体的な検討課題】

国際的な大学の競争・連携やデジタル化の進展に対応するとともに、今回明らかになった課題を踏まえた、柔軟かつ強靱な仕組みの構築等、次世代の高等教育の在り方

【検討事項例】

1. ニューノーマルにおける大学の姿とはどのようなものであるべきか

- 時間・場所にとらわれず、社会人のリカレント教育も含め、多様な学修者が学び合い、高め合うことのできる知的創造空間の提供
- 対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質化
- 学内における教育資源の重点化を通じた多様な学びを後押しする体系的できめ細やかな教育の提供

2. グローバルな目線での新たな高等教育の戦略はどうあるべきか

- ニューノーマルに対応する国際学生交流の展開手法
- 留学生30万人計画の振り返りと今後の留学生政策
- 日本の優位性を引き出し、国際競争力の向上に資する教育研究の在り方

3. それらを実現するために必要な方策とは何か

- 対面とオンラインとのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築や環境の整備、質保証の在り方（大学設置基準の弾力化など）
- 社会との接続の在り方や学事暦・修業年限を含めた学びの多様化・複線化（通年入学・卒業・採用など）
- ニューノーマルにおけるグローバルな目線での新たな高等教育の戦略を踏まえた支援方策（国際JD制度の柔軟化など）

教育再生実行会議 両ワーキング・グループで共通して検討が必要な事項 —主な論点（案）—

【検討課題】

秋季入学、学校・家庭・地域での子供の育ちを社会全体で支えるためのニューノーマルにおける働き方など、教育分野に留まらず社会全体で検討が必要な事項について

【検討事項例】

1. 秋季入学への移行についてどのように考えるか

- ① 導入のメリットと課題、就職など社会との接続、社会のコンセンサス等
- ② 大学における秋季入学の現状を踏まえた学事暦・修業年限の多様化
- ③ 上記①②の検討も踏まえつつ、初等中等教育段階における学事歴・修学年限の在り方の検討（就学年齢・学齢区分の在り方や就学前教育への影響を含む。）

※大学と初等中等教育以下とでは状況が異なるため、分けて議論すべきではないか。

※秋季入学については、本年 4 月以降の政府の検討においては、就学年齢の後ろ倒しを前提に検討されたが、国際的な就学・卒業年齢の遅れや待機児童の増加など解決困難な課題があった。これに対し、前倒しすべきとの意見もある。これらを踏まえ、幼児教育の果たす役割や、義務教育における子供の発達段階を踏まえた教育内容・方法等の観点を十分に考慮し、議論を深めるべきではないか。

2. 学校・家庭・地域での子供の育ちを社会全体で支えるためのニューノーマルにおける働き方などについて、どのような取組が考えられるか

- 学校・家庭・地域における教育に保護者をはじめ大人が関わっていく方策について、テレワーク等による新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進も含めた在り方
- 子供たちの創造的な活動を支援するため、学校・家庭・地域や企業の取組の在り方

国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて
～社会変革を駆動する真の経営体へ～
中間とりまとめ（案）

令和2年9月

国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議

1. はじめに

我が国のイノベーション創出の中核として期待される国立大学法人は、トップレベルの教育研究を推進し世界の有力大学と伍していくことが期待されている。しかし、国による管理の仕組みやそれに起因して経営裁量が限られていることにより、平成16年の法人化当初に描いていた、競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学の姿は、未だ実現しているとは言い難い。こうした背景を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」において、世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的大学経営を可能とする、国立大学法人の大胆な改革を可及的速やかに断行することが必要であると謳われた。

また、我が国は、産業の新陳代謝が進まない中、世界を席卷するデータ中心主義の潮流に乗り遅れる危機的な局面にあり、我が国の国立大学を巡る状況についても、近年、欧米のトップ大学はもとよりアジアの主要大学と比べても、研究力低下や頭脳流出等に対する懸念が呈されるなど、明るい兆しがあるとは言えない。

一方で、中国の台頭と激しい米中対立の動きによる地政学的変化が生じている中、我が国は、世界に先駆けてSociety5.0というコンセプトを打ち出し、知識集約型社会への移行と同時にインクルーシブで持続可能な未来社会を目指すことで存在感を示すチャンスである。そうした背景の下、国立大学は、産業の新陳代謝を促す推進力として、社会変革を駆動する真の経営体への転換に向けて大胆に改革を進めるべく、ギアチェンジを図ろうとしているところであった。

その最中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「コロナ」という。）が、人類に対して「未知なる脅威との共存」という挑戦を突きつけた。そしてそれは同時に、知の開拓により無限大の無形資産を持続的に産出し続けるポテンシャルを持つ国立大学を取り巻く世界の勢力地図を大きく変えようとしている。

コロナ禍が全世界的なデジタルトランスフォーメーションの変革を一層推し進める中、感染拡大を防止する観点から、物理的な距離を確保するニューノーマル（新しい日常）時代に相応しい大学経営の新モデル（「大学ニューノーマル」）をいち早く提唱・構築することで、我が国がグローバル社会のゲームチェンジを図るチャンスであると言えよう。今こそ、大学ニューノーマルにより機能を拡張した国立大学を駆動力として、日本の大転換を加速することが不可欠である。

こうした切迫・焦燥感と期待・高揚感が入り交じる中、本検討会議においては常に時間軸を意識し、戦略的な大学経営を可能とする国立大学法人の実現に向けた改革について、精力的に議論を重ねてきた。以下は、これまで計8回行った議論の中間的なとりまとめである。

2. 国立大学法人と国との関係（自律的契約関係）

（１）基本的な考え方

国立大学法人は、平成 16 年 4 月の法人化により、文部科学省が設置する国の教育研究機関から、それぞれが独立した法人格をもつ組織になった。目指したのは、高い自主性・自律性を持ち、競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学として自ら変革し続けることができる国立大学を実現することだった。国立大学が、日常的に文部科学大臣の包括的な監督に服するのではなく、国が中期目標・中期計画及びその達成状況等を評価する国立大学法人評価（以下「法人評価」という。）を行う目標管理型による形へと大きく変わり、法人化以降、6 年間の中期目標期間のサイクルを三度終えようとしている。

その間、自律的な運営を確保するという法人化の長所を生かすとともに、ミッションの再定義¹等も踏まえた各国立大学の改革が本格化し、大学の強み・特色の明確化、グローバル化、イノベーション創出等の機能強化の取組などが進められた。その結果、法人化当初から平成 30 年度までの間で、運営費交付金は 1,048 億円減少した一方、外部資金等が 2,734 億円増えたことで、経常収益は 1.3 倍となるなど²、国立大学の財務構造は変化してきている。また、約 10 年間で廃止・転換された学科数は 600 弱、平成 22 年度における国立大学の全学科数の約 5 割に達し、かつ特色ある学部等が設置されるなど、組織構造の改革による教育研究活動の活発化も図られてきた。

一方、国の一組織であることを前提としたかのような国の管理の仕組みや大学間の結果の平等を偏重するマインドが国に残っていることも否めない。また、各大学においても、大学内部における横並びの慣習などにより、法人化当初に描いていた、競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学の姿は未だ実現しているとは言い難い。これらの点は、平成 28 年の国立大学法人法の改正により、指定国立大学法人制度を創設し、世界最高水準の教育研究活動の展開を推進しようという動きをも阻害しかねない。

したがって、第 4 期中期目標期間を迎える今、大学がより自律的に、个性的かつ戦略的経営を行うことができるよう、改めて国立大学法人と国との関係を見直し、新たな段階へと再定義していくことが喫緊の課題である。

さらに、知識集約型社会への大転換により世界が多様化・複雑化し、国立大学法人が時代を切り拓く人材を輩出し知識を紡ぎ出すなど、知のインフラ基盤として社会に価値を提供し続けることが一層求められるようになった。加えて、デジタル化を原動力として、個人のニーズに応じた多様な働き方や暮らし方が実現するであろうニューノーマル時代においては、国立大学法人が多様な個性を生かして、タイムリーに社会と新しい価値を共創していくことが期待される。このように国立大学法人に期待される役割が大きくなる中、機能を拡張し続けることが求められるが、それを可能なものとするためには、社会からの相応の支援を得ることが不可欠である。したがって、国立大学法人は、納税者である国民はもとより、学生、卒業生、研究者、学界、産業界、地方自治体をはじめとした国内外の多様なステークホルダーと積極的に関わり合い、拡張した機能による活動が新たな投資を呼

¹ 国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各国立大学の強み・特色・社会的役割を整理したもの（平成 25・26 年度）

² 平成 16 年度：経常収益（23,412 億円） 運営費交付金収益（10,870 億円） 外部資金等（1,647 億円）
平成 30 年度：経常収益（30,817 億円） 運営費交付金収益（9,822 億円） 外部資金等（4,381 億円）

1 び込むことで、社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な大学、いわば真の経営体に
2 転換することが急務である。ここで言う真の経営体とは、受け身ではなく主体的・能動的
3 に社会に働きかけ、新たな資金循環を駆動する機能を持ち、自ら成長し続ける仕組みを内
4 包させることが必要である。そして、知的資産を収益化させる発想に留まらず、より良い
5 未来社会づくりに向けて、新しい資金循環を駆動する機能により、経済社会システムを変
6 革させることを目指すべきである。

7
8 以上の背景を踏まえ、国は、国立大学法人に負託する役割や機能の発揮が出来る環境構
9 築に責任を持つとともに、国立大学法人が国のパートナーとして自らの裁量で機能を拡張
10 し社会と常に対話できるよう、規制による事前管理型から事後チェック型を基本思想とし
11 た、国との関係性における新たな枠組み（「自律的契約関係」）を構築すべきである。また
12 国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、真の経営体として
13 多様なステークホルダーとのエンゲージメント³を通じて信頼関係を深めることが必要で
14 ある。したがって、そのようなステークホルダーを巻き込んだ大学経営モデルを構築する
15 ため、ステークホルダーとの対話を確実に行うべく、国立大学法人は、活動成果の可視化
16 や、徹底した情報公開による透明性の確保、さらには外部の視点を取り入れた評価の多元
17 化を講ずるべきである。なお、ここでいう「自律的契約関係」とは、以下で述べる新たな
18 中期目標及び中期計画により、国と国立大学法人それぞれの責任を明確にすることで、そ
19 の関係性を自律的なものにすることを企図しており、公共的価値の創出を期待されている
20 国立大学法人が、国から財政的に自立することを表現しているものではないことに留意が
21 必要である。

22 23 （２）中期目標・中期計画の在り方

24 現在の国立大学法人制度は、文部科学大臣がそれぞれの国立大学法人の経営全般にわた
25 る中期目標を定めるとともに、各国立大学法人はその中期目標を達成するための計画の中
26 期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受ける目標管理型の枠組みとなっている。こ
27 れは、項目別に網羅した目標を国の管理下に置くことで事業の増殖を抑止し、既成の枠内
28 での事業の効率化と質の向上を目指すもので、自ら多様な目的を持って自律的に発展して
29 いく国立大学法人には馴染まない。国は、この在り方について、国立大学法人が社会変革
30 の駆動力としての役割を確実に果たせるよう、国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求
31 められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた形に
32 見直すべきである。

33 34 （大枠の方針）

35 国は、これまでの中期目標の在り方を見直し、総体としての国立大学法人に求める役割
36 や機能に関する基本的事項を国の方針として提示すべきである。これは、国が国立大学

³ エンゲージメントとは、組織が社会に対して主体的に深い対話や共創などを通じた強い関与を持つことで、多面的にそれぞれのステークホルダーに対して責任を果たし、相互理解を得ていくことを言う。なお、国立大学法人のステークホルダーは、多種多様であり、それぞれとどのようなエンゲージメントを形成するかについては、個別に異なることに留意が必要である。

1 法人に対して負託する役割や機能を明確化することで、国の責任を明らかにするものであ
2 る。また、国は、従来の中期目標のように個々の大学に対して経営全般にわたり細分化さ
3 れた目標を予め設定して国立大学法人の活動を管理するのではなく、国立大学法人との自
4 律的な関係に基づき、その多様性にも十分配慮して、大学政策上必要な方針を大枠として
5 示すことが必要である。加えて、国は、国立大学法人に負託する役割や機能が発揮される
6 環境構築に責任を持つ意味において、法人が予見可能性を持った財務運営に基づき業務を
7 確実に遂行出来るよう、十分配慮する必要がある。

9 (中期目標・中期計画)

10 国立大学法人は、国が示す大枠の方針を踏まえ、それぞれの組織の特性を生かした6年
11 間のビジョンや行動計画等を作成すべきである。これは、国立大学法人がその大学経営の
12 目標に照らして、国が方針で示した役割や機能のうち自身のミッションとして位置付ける
13 ものについて自ら選択し、それを達成するための方策について、自らの責任で6年間で達
14 成を目指す水準や検証可能な指標を中期計画に明確に規定することが不可欠である。これ
15 により国立大学法人は、中期計画の達成に責任を持つこととなる。一方で、中期計画につ
16 いて、国立大学法人の活動の展開を制約するべきではなく、国は、その見直しや変更に当
17 たって、国立大学法人が社会変革にスピード感を持った対応ができるよう留意が必要であ
18 る。加えて、国立大学法人は、中期目標・中期計画の期間と学長の任期との連動の在り方
19 について、それぞれの組織の特性を踏まえて検討すべきである。

20 併せて、国立大学法人は、真の経営体として、多様なステークホルダーとのエンゲージ
21 メントを通じ、社会全体から理解と信頼を確実に獲得することで経営資源を拡大し、成長
22 し続けるため、ステークホルダーが必要とする情報を、簡潔かつ分かりやすい内容として
23 積極的に発信するべきである。

25 (3) 評価の在り方

26 国立大学法人は、高い公共性が求められることから、国からの財政支援や様々な税制優
27 遇措置を受けている。したがって、国立大学法人は、その資源を効果的・効率的に活用す
28 ることで、我が国の社会の発展はもちろんのこと、国際的にも貢献することを責務として
29 負っている。また、国立大学法人がその機能を拡張し、幅広いステークホルダーに公共的
30 サービスを提供していくに当たっては、成果とコストを意識した戦略的な法人経営を行う
31 とともに、社会に対する説明責任を果たすことで、社会からの理解と信頼を得ることが不
32 可欠である。

33 このため、国立大学法人は、国立大学法人ガバナンス・コード⁴への適合状況等の積極的
34 な公表を行うとともに、それぞれが毎年度行う自己評価において、社会や市場など国以外
35 のステークホルダーの視点も取り入れ、充実・強化を図るべきである。こうした社会への
36 説明責任が十分に確保されることを前提とした上で、新たな中期目標・中期計画に基づい
37 て構築される自律的契約関係も踏まえ、国（国立大学法人評価委員会）による法人評価に

⁴ 令和2年3月、国立大学法人自身が自らの経営を律しつつ、国立大学の教育・研究・社会貢献機能を更に高めるため、「国立大学法人ガバナンス・コード」を策定した。

1 ついて、毎年度の年度評価を廃止し、原則として、6年間を通じた業務実績を評価する⁵こ
2 ととすべきである。

3 さらに、国は、教育・研究活動に係る評価について、独立行政法人大学改革支援・学位
4 授与機構（NIAD-QE）による徹底したピアレビューによる評価結果を、他の評価の仕組みに
5 も併せて活用するなど、法人評価以外に行われている評価の仕組みも含めて重複を排除し、
6 抜本的に評価全体の簡素化を講ずるべきである。また、国立大学法人は、国による評価に
7 投入していたリソースを多様なステークホルダーとのエンゲージメントに振り向け、高い
8 信頼獲得により経営資源の拡大を進めるべきである。

9 なお、現行制度において、国は、国立大学法人に対して、「違法行為等の是正」のほか、
10 「改善等の勧告」や「所要の措置」等を講ずることができるとされているが、国と国立大
11 学法人との間の新たな自律的契約関係下において、これらの措置について実効性をもった
12 運用がなされるよう、今後、具体の検討を行うことが必要である。また、国立大学法人が、
13 自律的に多様なそれぞれのステークホルダーに対する責任をどのように持つべきかについ
14 ても、今後引き続き議論を行っていくことが必要である。

15 16 **（４）内部統制に係る組織の在り方**

17 **（経営の柔軟性）**

18 国立大学法人が、国との自律的な関係に基づき、真の経営体として新しい価値を社会と
19 共創していくためには、ステークホルダーとのエンゲージメントを通じて自身の強みや特
20 色の発揮を最大化させるべく、法人自らがその在り方を模索し、責任ある体制を選択でき
21 るような仕組みが必要である。

22 このため、国は、国立大学法人の内部統制に係る組織の在り方について、法人に置くべ
23 き組織やその構成、役割などの大枠を示すに留め、その他の事項については、法人の経営
24 判断に委ねるべきである。具体的には、戦略的な経営実現やコンプライアンス強化の面か
25 ら、新たに実施する業務に最適な外部人材の適時登用を可能とするなど、国は、国立大学
26 法人が置くことができる理事の員数について柔軟性を持たせることが必要である。なお、
27 国立大学法人は、自ら選択した組織の在り方についての妥当性や効果について、国も含め
28 たステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められる。

29 30 **（牽制機能の可視化）**

31 国立大学法人制度においては、学長のリーダーシップの下で強靱なガバナンスを構築し、
32 不断の改革を進めていくことが求められる中、大学全体の運営を審議する役員会、経営面
33 を審議する経営協議会、教育研究面を審議する教育研究評議会がそれぞれ、最終的な決定
34 権を有する学長に対してその決定を支える共同統治となっている。また、経営協議会の学
35 外委員及び教育研究評議会の学内委員から構成される学長選考会議、さらにはこれらとは
36 別に、文部科学大臣が任命した監事が２名置かれ、学長の業務執行状況に対して実質的に
37 異議を唱える権限と責任を持っている。

38 新たな自律的契約関係下において、国立大学法人が自律的にガバナンスを効かせる仕組

⁵ 現行制度上、6年間を通じた業務実績を評価するため、中期目標期間の４年目終了時と中期目標期間終了時に評価を実施している。

1 みの実効性を担保する在り方については、今後引き続き議論を行っていくことが必要であ
2 るが、少なくとも国立大学法人が、多様なステークホルダーからの信頼を確実に獲得して
3 いくため、学長選考会議及び監事が持つ牽制機能について可視化させることが重要である。

4 このため、国は、学長選考会議の位置付けが執行部から中立であることを明確にするた
5 め、その構成員は経営協議会（学外者）と教育研究評議会（学内者）から選出された者と
6 し、少なくとも、現在は構成員として加えることが可能となっている、牽制されるべき側
7 の学長は関与させないことを法令で規定すべきである。また、現在、法律の施行通知で記
8 している、学長選考会議の持つ牽制機能⁶を明確に法令上も可視化することが必要である。

9 加えて、国立大学法人の業務を監査する役割を担う監事の機能の実質化を図るため、国
10 立大学法人は、文部科学大臣が任命した監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるよう
11 その常勤化について検討するとともに、監事の業務をサポートする体制を確実に整備する
12 ことが必要である。そして、国立大学法人は、その候補者の選定に当たっては、多様なス
13 テークホルダーの協力・助言を得て人選を行い、その選定過程や結果を広く公表するなど、
14 責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスを工夫すべきである。

15 16 （学長選考プロセス、候補者育成について）

17 国立大学法人の学長は、学長選考会議が、その責任と権限の下、自ら定める基準により
18 主体的に選考することとされている。したがって、学長選考会議が意向投票の結果に拘束
19 されることがあってはならず、例えば、候補者のうちの一人が過半数を獲得するまで意向
20 投票を行うことにより、学長選考会議が、意向投票の結果をそのまま選考結果に反映させ、
21 過度に学内の意見に偏るように受け取られることは避けるべきである。また、学長選考会
22 議が、意向投票を一つの手段として活用する場合には、学長候補者が学内構成員と確固た
23 る信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかどうかの
24 確認の参考とすることを目的とするなど、実施目的や位置づけを明確にして、説明責任を
25 果たすべきである。

26 このように、国立大学法人は、学長が真にリーダーシップを発揮し、世界に伍する大学
27 へと飛躍を遂げるため、学長選考会議が自らの権限と見識において、法人の長に求められ
28 る人物像に関する基準をステークホルダーに対して明らかにするとともに、広く学内外か
29 ら法人の長となるにふさわしい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

30 また、学長等の幹部候補を発掘、育成、プールする仕組みも併せて重要である。例えば
31 米国では、幹部候補となり得る者が早い段階から評価され、経営人材としての育成が行わ
32 れる多様なキャリアパスが認められている。また、大学経営者・幹部候補者の人材プール・
33 派遣会社も多数存在している。しかしながら、我が国においては、海外とのネットワーク
34 構築等を経ながら大学経営の専門家を育成する取組や学長等の候補者をプールするシステ
35 ムが定着していない。さらに、国立大学法人は、重要となる多様なステークホルダーを巻
36 き込み、それにより投資を呼び込むことが出来る能力など、真の経営体を先導する大学経
37 営者として求められる資質・能力を明確にすることが必要である。加えて、国立大学法人
38 は、例えば、内部人材の発掘・育成はもちろん、国内外の大学等において顕著な経営実績

6 選考した学長又は理事長の業務執行の状況について恒常的な確認を行う機能

を上げた学長経験者等に関する情報収集・ネットワーク化や、大学経営者を育成するための教育プログラムの創設などについても、国と共に大学経営人材育成システムの構築に向けた多層的な取組を検討すべきである。

(5) 会計制度・会計基準

(産業界目線からも理解しやすい財務諸表等)

社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な大学経営への転換を目指す国立大学法人は、国の負託に応える責任のみならず、多様なステークホルダーに対する責任をも持ち併せている。

一方で、現行の国立大学法人会計基準及びそれに基づいた財務諸表は、もともと国に対する説明責任を果たすための道具として設計されたものであることから、多様なステークホルダーへの説明責任を果たすための道具としては、例えば経営協議会の外部委員等からも損益均衡の概念や損益外処理など、分かりにくい概念が多く、適切な助言がし難いといった懸念が示されている。

このため、国は、損益外の情報を含めた表記の工夫を行うとともに非財務情報と統合させた財務情報の開示の在り方を見直すなど、国以外の多様なステークホルダーへの説明責任の改善を図ることが必要である。

(戦略的な目的積立金等への見直し)

現在、資金を積み立てて活用できる仕組みとして、目的積立金制度があるが、これは財務諸表の承認後に承認される仕組みであり、承認されるまでの間は大学側に不安感があるとともに、特に大学自らが獲得した財源についても、その資金留保の確実性が担保されないことに対する懸念が示されている。

したがって、国は、国立大学法人自らの判断で戦略的に積立てができる内部留保の仕組みを作るとともに、法人が自ら獲得した多様な財源を、戦略的に次期中期目標期間に繰り越すことができるよう、目的積立金の見直しを行うべきである。

このように、国は、社会や市場との対話を通じて新たな投資を呼び込み、資金循環を駆動させることで、経済社会システムを変革することが期待される国立大学法人に相応しい会計制度・会計基準の在り方について、検討することが急務である。

3. 経営裁量の拡大を可能とする規制緩和

(1) 基本的な考え方

国立大学法人が真の経営体となるためには、2. で示した新たな枠組みにより裁量の余地を持つだけでなく、その裁量を拡大するための手段を増やしていくことも必要である。

このため、国は、自律的な関係の基本である事前管理型から事後チェック型への思想に基づき、資金獲得や組織変更の柔軟性など、国立大学法人がその機能を拡張し新しい価値を社会に提供し続けるために不可欠な規制緩和を行うべきである。

(2) 先行投資財源の確保とその循環拡大

機能を拡張した国立大学法人が駆動力となり Society5.0 への変革を加速し続けるためには、知識集約型社会への転換が進む中、無形の価値を適切に評価する環境を社会全体で構築することが重要である。その上で、国立大学法人は、拡張した機能による活動が新たな投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを自ら開発していくことが求められる。

したがって、国は、国立大学法人が、自らの裁量において戦略的・長期的に安定して活用できる資金を確保し、循環拡大することができる仕組みを作ることが急務である。

(長期借入金の借入れ・債券発行)

国立大学法人による長期借入金の借入れ・債券発行は、これまで、附属病院、施設移転、宿舍、産学連携施設等に要する土地の取得等を対象とし、その償還財源を当該土地等による収入を充てることを基本とする「プロジェクト・ファイナンス型」のみ限定して認められていた。そして、国は、この活用拡大のための要件緩和を行うべきとの本検討会議の議論を踏まえ、大学の先端的な教育研究の用に供するための「コーポレート・ファイナンス型」の活用を可能とする政省令改正を、令和2年6月に行っている。しかしながら、国立大学法人が発行する債券が、市場との対話でさらに魅力的な商品として高い価値を生み出していくことが、今後、より一層期待される。

したがって、国は、発行対象事業を更に拡大することや、償還期間について、大学が提供する公共的サービスの時間軸を念頭において、更なる長期化を可能とすることについて、検討を行うことが必要である。

(出資対象事業の拡大)

現在、国立大学法人が認められる出資業務は、技術移転機関(TLO:Technology Licensing Organization)、ベンチャー・キャピタル、指定国立大学法人の特例によるコンサルタント業務、研修・講習業務に関する大学発ベンチャーへの出資の三つの形態に限定されている。

国は、国立大学法人の財政的な自立化と産学連携の更なる活性化に向けて、オープンイノベーション支援機能や実用化を目指した共同研究・受託研究等の研究開発機能についても、出資可能な対象事業とするために必要な措置を講ずるべきである。加えて国は、国立大学法人が保有するシーズやノウハウの社会還元促進に向けて、指定国立大学法人に限定されている出資を全ての国立大学法人に拡大するとともに、国立大学法人が培ってきた教育研究に関するノウハウを生かせる事業等についても出資対象とすることについて検討すべきである。

(金融商品による資金運用)

国立大学法人の財源多様化を進めるに当たり、寄附金などを原資とする余裕金の運用は有効な手段の一つであり、希望する複数の国立大学法人で運用を共同化することによって、業務の効率化やスケールメリットを生かした資金運用が期待できる。

1 このため、国は、希望する複数の国立大学法人が、余裕金の運用を行うに当たって運用
2 を主導する法人（基幹法人）を決めて共同で運用資金を拠出する場合、全ての法人が文部
3 科学大臣の認定を受けることを要さず⁷、これら法人間の取り決めにより、基幹法人のみが
4 認定を受けることで実施可能となるよう、運用を見直すべきである。

6 （間接経費収入の執行・運用の柔軟化）

7 間接経費収入は、国立大学法人が「運営」から「経営」へと変革するに当たり、活用で
8 きる貴重な財源となり得る。

9 したがって、国は、国立大学法人において公的研究費の間接経費収入が中長期の財源と
10 して活用できるよう、積み立てて設備更新等に使用可能とするなど、その運用ルールの柔
11 軟化に向けて検討を行い、早期に実現を目指すべきである。

12 また、国立大学法人が企業との共同研究を行う際に計上される間接経費について、産業
13 界側からは、大学の研究者等や研究成果の価値が可視化されていないことから、その価額
14 を判断しにくいという指摘がされている。その一方で、産業界側でも、産学連携をコスト
15 ではなく「価値」への投資と捉え、様々なプロジェクトを包括する連携として大学と総額
16 で合意する契約事例も見られるようになっている。こうした状況も踏まえ、国は、経営体
17 としての国立大学法人が獲得した間接経費収入の使途の在り方について、大学債の償還財
18 源の多様化の観点も含めて、検討すべきである。

20 （３）定員管理等の柔軟化

21 （学部・学科の再編等）

22 現在、国立大学が学部・学科の再編等を行う際には、運用上の取扱いとして事前に大学
23 設置・学校法人審議会大学設置分科会（以下「設置審」という。）による審査手続きを経る
24 とともに、中期計画変更の文部科学大臣認可を要することとしており、公私立大学と比較
25 しても厳しい要件になっている。一方で、国立大学は、ポスト・コロナに向けて日本社会
26 を大きく転換させる駆動力として期待されており、デジタル化やグローバル化の急速な進
27 展に伴う社会のニーズや産業構造の変化に対応するべく、スピード感を持って教育研究組
28 織の再編を行っていくことが求められる。

29 このため、国は、学位の分野に変更がなく、収容定員の総数が増えない場合において、
30 学部・学科の再編等を伴う定員変更に必要な手続きについて、抜本的に簡素化するべき
31 である。また、国立大学は、学部以上に大学院レベルの教育機会の提供の観点で果たしてい
32 る役割が大きいと考えられ、研究科・専攻についても、時宜を得た意欲的な組織再編を可
33 能とするため、国は、その定員枠の戦略的再配分についての課題及び対応策について、今
34 後、議論を行っていくことが必要である。

36 （収容定員の総数）

37 18歳人口の減少等を踏まえ、国は、国立大学の収容定員の総数を増加させない抑制的な
38 対応を採っている。しかし、知識集約型社会への転換の中で、国立大学が知のインフラ基

⁷ 指定国立大学法人の場合は、特例で認定は不要

盤として果たすべき役割が増大し、例えばリカレント教育の重要性なども指摘されている状況下で、収容定員を18歳人口との関係のみで決めるのは、必ずしも合理的ではない。また、ポスト・コロナを見据えた分散化の流れを好機と捉え、東京一極集中を是正し、日本社会全体のレジリエンス向上を実現させるという観点からも、地域の知の拠点として内外の人材やシーズを育成・結集させ、多様な諸活動の中核となる、すべての都道府県に配置されている国立大学に期待される役割は大きい。

したがって、国は、文理の枠にとらわれないSTEAM（スティーム）人材⁸の育成や、地域の特性やニーズを踏まえた質の高い人材育成やイノベーションの創出、社会実装に本気で取り組むような場合に限り、これまで抑制的に取り扱ってきた国立大学の学部収容定員の在り方を柔軟に取り扱うことも含め、魅力的な地方大学の実現に向けた取組を強化すべきである。

（優秀な留学生の確保）

国立大学は、コロナ禍により世界情勢が大きく変化する中で、これまで以上に国際的に活躍できる人材を育成・輩出する国際的な頭脳循環拠点として、世界的な人材獲得競争下、優秀な留学生を戦略的に獲得していくことが求められる。しかしながら現在、留学生は大学の定員内としてカウントされ、かつ学部については規模によって超過定員が制限される定員管理の仕組みとなっているため、国立大学は、優秀な留学生の獲得機会を逸しかねない。ポスト・コロナのニューノーマルの環境下で、オンラインの活用により、一層、優秀な人材の獲得競争が激化する中で、国は、真に優秀な留学生を定員管理の外枠に位置付けるなど、定員管理の弾力化を迅速に講ずるべきである。併せて、留学生の授業料についても、現在は一律となっているが、特に優秀な留学生を獲得するために無償で受け入れる観点や、高額な授業料を払ってでも留学したいと思われる高度な教育を提供するといった教育の質向上の観点など、大学の戦略に応じた柔軟な取り扱いを可能とするよう、国は、その設定の在り方についても柔軟化を図ることが必要である。

（ジョイント・ディグリー（JD⁹：国際連携教育課程制度））

令和2年4月時点において22のJDプログラムが開設されているが、現在はプログラムごとに大学に学部・専攻を設置することが必要とされており、学位の分野の変更がない場合でも、学科・専攻の設置のたびに設置審の審査を経ることとなっている。加えて、卒業・修了要件単位や定員についても様々な制限がかけられている。しかしながら、JDプログラムは、学生に外国大学の優れた教育を受ける機会を与えるとともに、我が国の大学にとっても教育課程の在り方や授業の方法等を見直す好機となるなど、グローバルな教育研究環境の整備に非常に効果的な取組であり、更なる拡大が期待される。

このため、国は、我が国の大学が、優秀な人材を国内外から惹きつけ、国際的に活躍できる人材を育成・輩出する頭脳循環の要となるべく、JDプログラムの更なる拡大に向け

⁸ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics の各教科での学習を総合的に実社会での課題解決に生かすことができる人材

⁹ 我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき、連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成し、その教育課程を修了した者に対して、両大学が共同して1枚の学位記を授与し、当該学位記に関係する大学の長が連名するもの

1 て、国内大学、連携先大学それぞれでの最低修得単位数の軽減や、連携先大学が主となっ
2 て管理する留学生定員の扱いなどについて、柔軟化策を講ずるべきである。

4. 新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現

6 ポスト・コロナの新たな時代は、対面とオンラインとを組み合わせたハイブリッド教育
7 が標準となることは想像に難くない。そして、デジタル技術を駆使したオンラインを活用
8 することで、グローバル世界における内外の第一線級の教員陣による教育カリキュラムの
9 編成も可能となる。こうした中、これまでの物理的な所在の“リアルキャンパス”だけを
10 前提としたマインドセットを変え、世界に先駆けて「大学ニューノーマル」を確立するこ
11 とが肝要である。

12 全世界的なデジタルトランスフォーメーションによる変革期において、世界的な人材獲
13 得競争に打ち勝っていくためには、国内のみならず世界市場から優秀な多様な学生（高卒
14 者、社会人、留学生など）や教員、研究者を柔軟に受け入れることを可能とするため、社
15 会との接続の在り方や学事暦・修業年限の多様化も含めて、新しい大学モデルへと変わっ
16 ていく必要がある。

17 このため、国は、リアルなキャンパスで対面による教育を行う前提に立ち規定されてい
18 る大学設置基準の学修単位数や収容定員等の考え方等について、新たな時代の「大学ニュ
19 ーノーマル」の早期実現に向けた弾力化を早急に検討すべきである。

20 加えて、国及び国立大学法人は、オンライン時代の労働法制の在り方も含めて教員の働
21 き方について、世界最先端の教育研究を社会に提供できる先導的なモデルの構築に向けて、
22 制度面及び実務面における運用上の工夫・改善も早急に進めるべきである。

5. 今後の検討に向けて

26 本検討会議における検討が始まった矢先、世界はコロナの感染拡大により歴史的な危機
27 に直面した。時代の大きな転換点において、我が国は予測不可能な未来を切り拓き、ポス
28 ト・コロナの新たな時代を見据えた社会変革に取り組まねばならない。こうした状況下、
29 本検討会議は、イノベーション創出の源である多様な知の結節点として、我が国の社会に
30 おいて最大かつ最先端の知のインフラである国立大学を、一刻も早く真の経営体として蘇
31 らせることで、それを駆動力として日本の転換のスピードを加速させる使命を負っている。

32 これまで本検討会議では、「国立大学法人と国との関係はどうあるべきか」との命題の下、
33 戦略的な大学経営を阻害していると考えられる、国の制度の弾力化や規制緩和に切り込ん
34 で検討を行った。この点、本検討会議における結論が出たものについては、早急に制度改
35 善等を国に求めていくとともに、法改正が必要な事項については、国が準備を確実に進め
36 ていくことを切に願う。

37 しかしながら本検討会議の使命はこれで終わりではない。今後は、大学側から要望が出
38 た国の制度の在り方の検討に留まらず、国との自律的契約関係下で、経営裁量を拡大する

1 手段を得る国立大学法人が、より良い未来社会づくりに向け経済社会システムを変革する
2 駆動力となるよう、その将来的な担い手となる学生への教育を含め、教育研究の現場の変
3 革をどのように推し進めていくべきかについて、早急に検討していく必要がある。知識と
4 データから価値を生むことに果敢に挑むアントレプレナーシップ¹⁰あふれる人材など、時代
5 を牽引する幅広いイノベーションの担い手を続々と輩出できるようにしなければならない。
6 改革が果たすべきは、既得権益や前例主義の打破である。そして守るべきは、学生と研
7 究の未来であるとの原点に立ち返り、国立大学法人にとって重要なステークホルダーであ
8 る学生目線での改革、例えば在学生や入学希望者等に対して積極的に情報開示を行い、在
9 学生や卒業生からの適切な評価を受けながら、教学マネジメント等へ反映させることで教
10 育水準の質向上を図るなど、不断の教育改革に取り組んでいくことが重要である。さらに
11 は、ポスト・コロナの新たな時代に求められる人材像を見極め、柔軟に組織再編を行うと
12 ともに、社会のニーズや産業構造の変化に対応した戦略的な研究室への学生配置の在り方
13 を模索するなど、大学教育研究の現場を変革させていくことが求められる。加えて、グロ
14 ーバル競争下での国際的な評価等を経ることにより、世界最高水準の教育や研究を実現し
15 ていくことが肝要である。

16 今後は、これら方策の検討についても、先に述べた自律的契約関係下におけるガバナンス
17 や結果責任・是正の在り方、さらにはエンゲージメントを通じた関係下において、それ
18 ぞれの多様なステークホルダーに対する責任を国立大学法人がどのように持つべきかとい
19 った検討と併せて、本検討会議において取り上げていく予定であることを付言する。

20

¹⁰ 起業家精神（起業に限らず、新事業創出や社会課題解決に向け、新たな価値創造に取り組む姿勢や発想・能力等）。

これまでの検討会議の状況について

第1回 2月21日（金）

- ・ 検討会議の議事運営等について
- ・ 国立大学改革の変遷と現行制度について
- ・ 意見聴取及び自由討議

第2回 3月19日（木）

- ・ 委員からの意見聴取
- ・ 国と国立大学法人との契約関係について
中期目標・計画、法人評価の在り方
- ・ 自主財源確保に向けた方策について
長期借入・大学債発行の要件緩和について

第3回 4月24日（金）

- ・ 諸外国の大学制度について
東京大学 福留教授からヒアリング
- ・ 国立大学法人に期待される役割について
- ・ 自主的財源確保に向けた方策について
出資対象事業の拡大について

第4回 5月22日（金）

- ・ 地方国立大学の機能強化に向けて
金沢大学 山崎学長（国立大学協会副会長）からヒアリング
- ・ 国立大学の学生定員管理の柔軟化について

第5回 6月19日（金）

- ・ 戦略的な国立大学法人経営に求められるガバナンスについて
東海機構（名古屋大学 松尾総長、岐阜大学 森脇学長）からヒアリング
- ・ ニューノーマル社会における国立大学の国際化について
学事歴の柔軟化、英語による教育研究活動促進など
ジョイント・ディグリーを実施する国際連携学科の設置認可の条件緩和

第6回 7月28日（火）

- ・ 内閣府における大学改革の議論について
- ・ ニューノーマル社会における自律的契約関係の在り方
中期目標・計画、法人評価の在り方

第7回 8月31日（月）

- ・ これまでの審議概要（骨子）（案）について

第8回 9月25日（金）

- ・ 中間とりまとめ（案）について
- ・ 今後の検討事項について

令和2年1月28日

高等教育局長決定

1. 趣旨

「骨太の方針 2019」に則り、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行することが重要。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国立大学と国との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に向け、国立大学法人法等関連法令の改正や新規創設を含めて検討を行う。併せて、各大学においてグローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系の確立などにつき検討する。

また、各大学が一貫性ある戦略的経営を実現できるような学長、学部長等の選考方法の在り方について検討する。加えて、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備の具体策、さらに、現行の「国立大学法人評価」「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含めた抜本的簡素化や、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換することを検討する。

2. 検討事項

(1) 国立大学法人と国との自律的契約関係について

—「世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する」ための出発点であることを念頭に置く。

—「より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため」の契約である

① 「自律的契約関係」の再定義

② 文部科学省職員現役出向等の今後の在り方

(2) 戦略的な大学経営について

① 財務運営の中長期的な安定性の在り方（期をまたいだ運営費交付金の繰り越し、基金の創設等）

② 学長選考会議と経営協議会の関係や学外委員の比率

③ 学長・学部長等の選考方法の在り方

④ 世界標準の教育研究実現に向けた教育研究評議会の在り方

⑤ 世界標準の能力・業績評価・報酬体系の確立

⑥ 現行の「国立大学法人評価」「認証評価」及び「重点支援評価」の廃止も含めた抜本的簡素化

(3) 経営基盤を強化するための規制緩和について

① 授業料の自由化の是非

② 学生定員の自由化の是非

③ 長期借入・大学債発行の要件の在り方

④ その他自主財源確保策

(4) 世界最高水準の教育研究環境の実現方策

① 日常的な英語による教育研究の早期実現

② その他

3. 実施方法

(1) 本会議は、別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。

(2) 本会議には、必要に応じて、別紙以外の有識者を参画させることができる。

4. 実施期間

令和2年2月21日から令和3年3月31日まで

5. その他

この検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、高等教育局国立大学法人支援課において処理する。

国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議
委員名簿

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員

大野 英男 東北大学長

金丸 恭文 フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO

五神 真 東京大学長

小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長、
総合科学技術・イノベーション会議議員（非常勤）

篠原 弘道 日本電信電話株式会社取締役会長、総合科学技術・イノベーション
会議議員（非常勤）

曄道 佳明 一般社団法人日本私立大学連盟副会長、上智大学学長

富山 和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO

濱口 道成 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長

星 岳雄 東京大学大学院経済学研究科教授

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科教授

松本 美奈 一般社団法人Qラボ代表理事、ジャーナリスト

宮内 忍 宮内公認会計士事務所所長

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授

山極 壽一 京都大学長

（敬称略、五十音順）

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

- 第3章 「新たな日常」の実現
2. 「新たな日常」が実現される地方創生
- (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ
- (2) 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出
- 魅力ある学びの場と地域産業を地方に創り、若者の地方定着を推進するため、理工系の女性を含むSTEAM人材の育成等に必要なら、地方国立大学の定員増や地域雇用向けの地元枠の設定、若手・実務家教員の別枠定員での登用、大学間のオンライン教育での連携等、魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを年内に策定する。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

4. オープン・イノベーションの推進
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
- ⅳ 自律的なイノベーション・エコシステムの構築
- (2) 高等教育・研究改革
- ア) 大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化
- ・地域の特性やニーズを踏まえた人材育成等の重要性に鑑み、STEAM教育・分野融合の教育研究や、その成果の社会実装を行う地方国立大学の定員増等、魅力ある地方大学の実現等に向けた改革パッケージを年内に策定する。

統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

- 第Ⅲ部 各論
- 第2章 知の創造
- (4) イノベーション人材の育成
- (2) 目標達成に向けた施策・対応策
- ＜Society 5.0 時代に対応したリカレント教育を含むイノベーションの担い手の育成＞
- 《イノベーションを牽引する層の厚い多様な人材の育成》
- 地方大学を中核としたイノベーション・エコシステムを構築し、地方創生を実現するため、地方大学におけるSTEAM人材の育成や分野融合の教育研究、その成果の社会実装等の取組を強化する。あわせて、そのような地域振興に資する取組を行う地方国立大学の定員の扱いも含めた機能強化についても検討する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第2章 政策の方向

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
- (2) 地方への移住・定着の推進

① 地方大学の産学連携強化と体制充実

地方大学には、地域「ならでは」の人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められており、地域の特性やニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出、社会実装に取り組む地方大学の機能強化を図ることが重要である。また、若者を惹きつけるような魅力的な地方大学を実現するためには、このような地方大学の特色を活かした優れた取組を重点的に支援することが重要である。

このため、地域の課題やニーズに適切かつ迅速に対応できる魅力的な地方大学の実現に向け、地方公共団体や産業界を巻き込んだ検討を行い、地方においても今後更にニーズが高まるSTEAM人材等の育成等に必要なら地方国立大学の定員の増員やオンライン教育を活用した国内外の大学との連携等を盛り込んだ、魅力的な地方大学の実現とともに魅力的な雇用の創出・拡大のための改革パッケージを早急に取りまとめる。また、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する等、若者をはじめ地域の様々なステークホルダーにとって魅力的な地方大学を目指す。

第3章 各分野の政策の推進

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとへの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

③ 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

【具体的取組】

- (a) 特色ある地方創生のための地方大学の振興
- ・ 地方大学において、地域の特性やニーズを踏まえた人材を育成し、地域に着実に定着させるとともに、イノベーションの創出や社会実装により地方における新たな産業や雇用の創出を更に推進するため、STEAM人材の育成や分野融合の教育研究推進とその成果の社会実装等を強化する地方国立大学の定員の増員を含め、今後の地方大学の望ましい在り方を実現するための大胆な改革に向けた検討を速やかに行う。

地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議の開催について

1. 趣旨

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）の改訂に向け、地域「ならではの」人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められている地方大学のあるべき姿を追求し、地域の課題やニーズに適切かつ迅速に対応できる魅力的な地方大学の実現に向けて取り組むべき事項等について検討するため、「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

なお、検討会議における「地方大学」とは、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）以外に所在し、地域への貢献をそのミッションとする大学を指す。

2. 構成

- （1）検討会議は、別紙に掲げる者により構成し、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下に開催する。
- （2）まち・ひと・しごと創生担当大臣は、別紙に掲げる者の中から、検討会議の座長を選任する。
- （3）検討会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

検討会議の庶務は、文部科学省ほか関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 運営

- （1）検討会議において配布された資料は、原則として、公表する。
- （2）検討会議の議事要旨を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするすることができる。

(別紙)

構成員一覧

うえやま 上山	たかひろ 隆大	総合科学技術・イノベーション会議 議員
おおもり 大森	あきお 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長
かたみね 片峰	しげる 茂	長崎市立病院機構 理事長
さかね 坂根	まさひろ 正弘	コマツ 顧問
くまがえ 熊谷	まさし 匡史	日本政策投資銀行 常務執行役員
すどう 須藤	あきら 亮	産業競争力懇談会 実行委員長
とやま 富山	かずひこ 和彦	株式会社経営共創基盤 CEO
にしむら 西村	のりひろ 訓弘	三重大学 副学長（社会連携担当）
はまぐち 濱口	みちなり 道成	科学技術振興機構 理事長
ますだ 増田	ひろや 寛也	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長
まるやま 丸山	たつや 達也	島根県知事
みやざき 宮崎	としあき 敏明	会津大学 理事長兼学長
やながわ 柳川	のりゆき 範之	東京大学大学院経済学研究科 教授

魅力ある地方大学の実現に向けて

令和2年9月



文部科学省

地方大学を取り巻く環境

課題

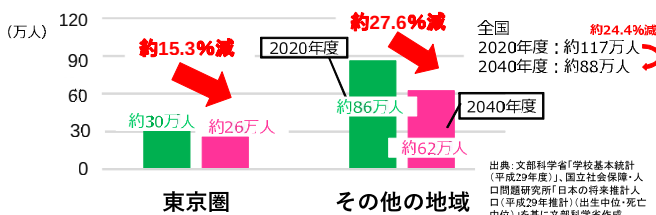
- 東京圏とその他の地域とでは、今後見込まれる**18歳人口の減少率の差が大きい**。
- 大学進学時に東京に流入する割合が高い一方で、**多くの地方では人材が流出**している。
- 産業別就業者構成割合において、東京圏とその他地域では**情報通信業などにおいて違い**が見られる。

➡ **人口減少による地域の活力の低下、都市部から地方への優秀な人材の還流が課題**

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

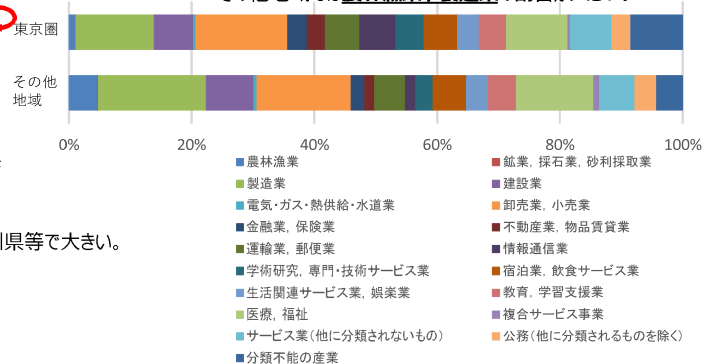
18歳人口

18歳人口の将来推計では、東京圏以外の地域の方が**減少割合が約12.3%大きい**。



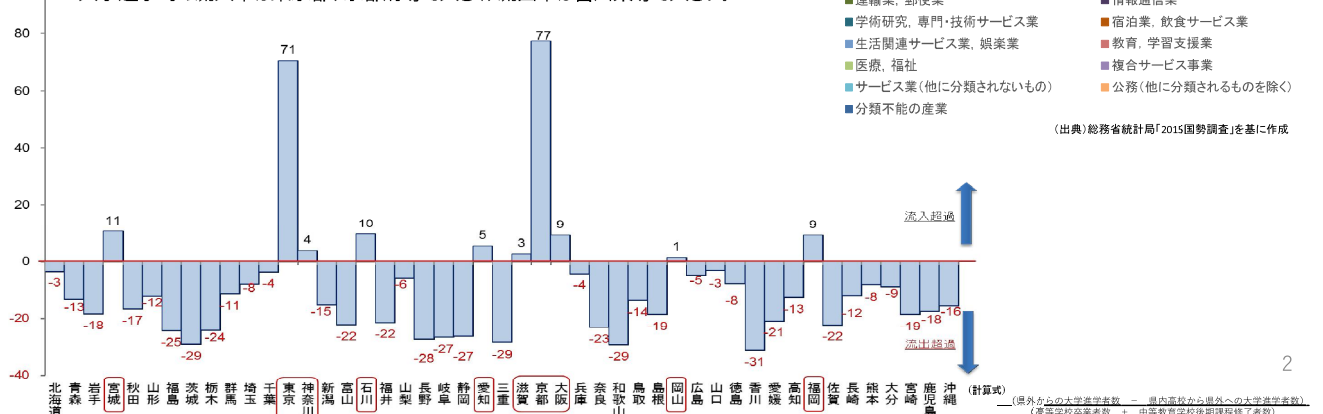
産業別就業者構成割合

東京圏では**情報通信業**の割合が大きく、
その他地域では**農林漁業**や**製造業**の割合が大きい。



大学進学時の流入・流出率

大学進学時の流入率は東京都、京都府等で大きく、流出率は香川県等で大きい。



地方大学の目指す方向性

- 地方大学は、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、知の拠点として地域ならではの人材を育成・定着させ、地域経済・社会を支える基盤となる必要がある
- 地域特性・ニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出・社会実装に取り組む地方大学の機能強化、活性化が重要
 - ✓ 地方大学は、地方公共団体、地域の産業界等と密に連携し、文理の枠にとらわれないSTEAM人材の育成や地元企業へのインターンシップ・リカレント教育の拡充
 - ✓ Society5.0社会の実現にとって不可欠な数理・データサイエンス・AI教育の推進やオンライン教育の活用により、地域において新たな産業や雇用を創出し、地方創生の中核となることを目指す



地方公共団体にとっては、大学等の知と人材を活用した課題解決や域内への若者の定着促進、地域の経済基盤強化と社会の維持



大学等にとっては、地域の特性やニーズを踏まえた教育研究の活性化や大学連携推進、大学等の地域における存在価値の向上



産業界にとっては、自らのニーズを反映した人材育成や社員の学び直し、共同研究による活性化、魅力的な雇用の維持・増加

地域の大学が核となり、地域全体でより質の高い人材育成を実現

- ✓ それぞれの地域で、その地域における高等教育のグランドデザインが議論される。
- ✓ 地方自治体、産業界を含む地域社会が、地域の大学を支える存在になる。
- ✓ 地域にあるそれぞれの大学の強みや特色を活かした連携や統合が行われる。

3

地方大学における取組の好事例①

弘前大学

- 青森県の短命打開のため、弘前大学は青森県、弘前市等と連携し、2005年から継続的に、弘前市岩木地区住民の健康情報を取得
- 2013年には国のプロジェクトに採択され、健康情報「超多項目ビッグデータ」を活用した予測法・予防法開発やビジネス化を推進

<民間資金の活用・共同研究の実施>

- 39社（2019年1月現在）の企業が参画、民間投資（年間約3億円）を誘引
- 認知症・生活習慣病等に関する予測サービスや健康増進サービス・製品の開発等を実施



第1回 日本オープンイノベーション大賞 内閣総理大臣賞（2019年3月）

公立はこだて未来大学

<STEAM人材を育成する学部設置>

- ◆**システム情報学部**（定員240名、2000年開設）
 - 情報技術やデザイン、アート、コミュニケーション、認知心理学、AIといった様々な分野を有機的に融合させた教育を展開
 - 科学とデザインのアプローチを融合したSTEAM教育



◆活躍する卒業生（一例）

- 在学中にプロトタイプまで完成させた音知覚装置「Ontenna」(*)を2019年に商品化
- この装置の開発が認められ、フォーブス誌アジア版においてインダストリー&マニファクチャリング分野の「30歳未満の重要人物」30人の1人に選出
- (※) ろう者が周りの音や声を光や振動のパターンで聞かされる装置 2019年グッドデザイン賞受賞

滋賀大学

- ビッグデータ解析・利用の機運が高まる中、学長のリーダーシップの下、日本初のデータサイエンス学部を設置し、文理融合型大学へ。
- <国のプロジェクトの活用>
2016年に「数理及びデータサイエンスに係る教育強化」の拠点校に採択され、企業や自治体との連携等による共同研究等を実施。



<民間資金の活用・共同研究の実施>

- ・研究成果を社会へ還元（企業の社員教育や事業への活用等）。共同研究等の成果をPBL演習教材として活用
- ・50以上の企業等との連携協定等や共同研究契約等を締結。寄附金獲得額はH28～29年度で累計2億円超

※国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）事業

高知大学

<土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業>

【目的】高知県の食品産業の中核を担う専門人材及び拡充に資する基礎人材を育成。

【特徴】食品製造・加工、マーケティング、実験技術、課題研究等の科目で構成され、連携企業等の実務家による講義やグループディスカッション、企業視察研修、企業の商品開発などをOJTで実施。

【対象とする職業分野】食品産業従事者

【受講期間】1-2年間

【社会人の受講しやすい工夫】

夜間開講、補講、一部の受講料を支援等



※大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(B P)として文部科学大臣が認定

金沢工業大学

教育付加価値日本一を目指す教育改革

I. 国際標準に準拠する技術者教育プログラム（全学必修科目：CDIO（シナジー）加盟）

①プロジェクトデザイン教育

解が多様に存在する問題に対しチームでその解決策を創出する

②技術者倫理教育

企業現場の実例を課題として技術者としてのマインドと価値判断能力を育成する

③理工統合教育

工学や理工学、情報科学の専門基礎となる数学・物理・化学等を統合して学ぶ

④情報技術教育(Society5.0社会の基盤)

AI, IoT, ICTが活用できる能力を育成する、学生と社会人が共に学びリカレント教育

II. With コロナ時代に適應できるICT環境とラーニングマネジメントシステムの運用

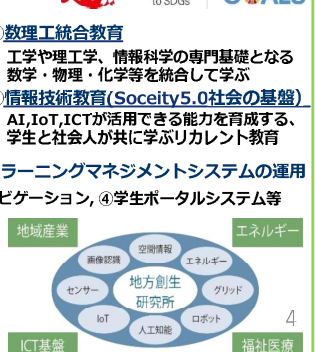
①eシラバス、②KITポートフォリオ、③KITナビゲーション、④学生ポータルシステム等

III. 地方創生研究所・SDGs推進センター

異なる分野の研究室チームが、実社会の研究課題に取り組み、社会実装を図る地域連携・産学連携教育研究プロジェクトを推進

内閣官房「国土強靱化に資する民間の取り組み事例」（令和2年4月）に『災害時でも自活できるエネルギーの供給モデルを考案』が選定

第1回「ジャパンSDGsアワード」2017年12月 SDGs推進副本部長（内閣官房長官）賞 受賞



地方大学における取組の好事例②

共愛学園前橋国際大学

地域と大学が一体となって、次世代の地域社会を牽引する グローバルリーダーを育成

- ・教育の質転換を図るため、全授業のうち3割の授業を10名以下の少人数教育。さらに、7割以上の授業でアクティブラーニングを取り入れた主体的・能動的な学びを実現。
- ・海外で地元企業とビジネス課題に取り組む「ミッショングローバル研修」など様々な留学研修を設け、学生の海外経験率は約50%。
- ・前橋市、商工会議所、市内大学と一体となって地元進学、地元就職の促進等に取り組む「めぶく。プラットフォーム前橋」を構築。

他大学からも高い評価

＜他大学の学長からの評価＞

総合 13位
教育面 5位（4年連続）

※ 朝日新聞大学ランキング2020年版



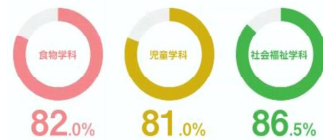
美作大学

食・子ども・福祉のスペシャリストを養成する“教育力”の美作

【立地】中山間地域に囲まれた10万人の岡山北部の地方都市

○専門職への就職率(2015～2018)

※ 美作大学ホームページ



○出身県へのリターン就職率(2015～2018)

※ 美作大学ホームページ

岡山県 85.6% (全国平均29.4%)
鳥取県 66.2% (全国平均19.2%)
島根県 70.9% (全国平均31.0%)

【教育の美作】管理栄養士、社会福祉士等の国家資格取得実績で国公立大学に負けない。
・実践的教育でモチベーションを高める教育に特色。学生はよく学び、学び続けることの大切さを知った卒業生を育てている。

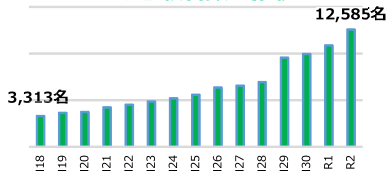
【就職の美作】通える範囲の人口が少ないため島根・高知・沖縄など県外学生が6割以上。高いリターン就職率と専門職就職率とで地域を支える人材育成(複数県と就職支援協定を締結)

福岡工業大学

少子化の中、全国で唯一、14年連続で志願者数増加 (2006～2020)

- ・企業出身の理事など、経営陣のリーダーシップのもと、中期経営計画(MP)と予算・各部門の行動計画を運動させ、教職協働によるPDCAサイクルに基づく改革を実現。
- ・アクティブラーニング型の授業に重点を置くとともに、地域と連携したPBLを推進し、自律的に考え、行動し、社会で活躍できる実践型人材を育成。
- ・就職は教育の一環であるという認識の下、手厚い就職支援に取り組み、2019年度卒業生の就職率は99.8%。

大学の志願者数の推移



採用を増やしたい大学



鳥取看護大学

自治体と連携し地方創生の中心に、地域看護人材を育成

・鳥取県の抱える雇用・福祉等の課題解決に向けて、鳥取県内の計5校の大学・短大と自治体・産業界で連携し、「とっとりプラットフォーム5+α」を設立。大学を設置する法人内に事務局があり、鳥取看護大学は中心的役割を果たしている。

・実績の一つとして、地方が苦む若者流出への対応を進め、県内大学・短大卒業生の県内就職率の増加に貢献。

・卒業生の多くが地元で就職、地域に根付いた高等教育機関として力を発揮
・地域住民が気軽に健康相談できる場「まちの保健室」など、大学のリソースを生かし、地域のニーズに対応。

○県内大学・短大卒業生の県内就職率

29.6%(H28年度) ⇒ 35.1%(H30年度)

[6ポイント増]

○鳥取看護大学卒業生の県内定着率

85.9%(R元年度) ※ 鳥取看護大学ホームページ



地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策（案）

人口減少がより急速に進むこれからの20年においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。**各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。**
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。**

地域連携プラットフォーム（仮称）の構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築し**、連携体制の強化。地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図る。**

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

課題解決のために実行する事項

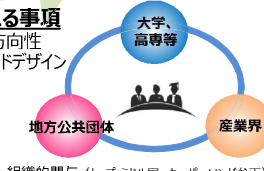
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



組織的関与（トップ・ミドル層、キーパーソンが参画）

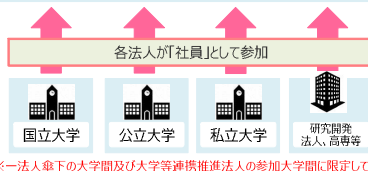
大学等連携推進法人制度（仮称）の導入

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組む。**

地域の**大学等が国公立の枠組みを越えて、大学等の機能分担や連携開設科目の開設、事務の連携**を進めるなど各大学の強みや特色を生かした連携を円滑に進めるための制度を創設する。（特定分野での連携含む）

（一般社団法人）○○地域大学ネットワーク機構

- ・連携推進方針の策定
- ・教育（単位互換、**連携開設科目の開設**、**連携開設科目を活用した教職課程共同設置**、**共同学位での各大学修得単位数の緩和**等）
- ・研究（産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等）
- ・運営（FD/SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等）



※一法人傘下の大学間及び大学等連携推進法人の参加大学間に限定して認める

- 大臣認定基準(例)**
- ・連携推進業務の実施が主目的
 - ・法人として安定的かつ一体的な運営体制
 - ・大学間の教学管理体制が具備 等

地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

基本的な考え方

- ✓ 現在、大学の総定員数の制限は原則として行っていない。（医師、歯科医師、獣医師、船舶職員、法科大学院を除く。）
- ✓ 公私立大学については、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあり、人材の需要等社会の要請を十分に踏まえたものである場合は、大学学部の定員増（収容定員の総数の増加）が可能。一方、国立大学は、原則、学部の収容定員総数の増加は、運用上認めていない。

国立大学の定員増

大学の学部収容定員の総数の増加については、18歳人口の減少等を踏まえ、原則、運用上認めていない。

（留意事項）

- ・ 国立大学の収容定員の増加は中期計画の変更を伴うため、文部科学大臣の認可が必要。
- ・ 地方国立大学の定員増は近隣に所在する公私立大学への影響等を踏まえ、慎重な検討が必要。

公立大学の定員増

大学の収容定員の総数が増加する場合は、文部科学大臣への届出。

私立大学の定員増

大学の収容定員の総数が増加する場合は、文部科学大臣の認可を要件。

大学の収容定員の総数が変わらない場合は、文部科学大臣への届出。

7

地域と協働したインターンシップの取組

1. 大学の正規的教育課程における取組

新潟大学『フィールドスタディーズ』

対象：創成学部1年次（必修科目）

目的：入学後早期から社会の現実や課題に触れ、大学で学ぶことに対する動機づけを高めるとともに、専門領域への関心を焦点化すること。

内容：日常生活に関連する地域や産業界において、現状理解や課題解決を行う4週間（実質12日間）のプログラムを実施。

受入企業等：県内自治体2機関、県内企業等13機関

✓受入企業等の負担軽減のため、教員が企業の受入担当者との協議をしながらインターンシップのテーマや期間を設計。受入企業等にとっても意義あるインターンシップとすることで、活動の継続性を確保。

✓大学と地域社会が協働で人材育成を行う契機としてインターンシップを活用。

山形大学『フィールドワーク-山形の企業の魅力(プレインターンシップ)』

対象：全学部1年次（選択必修科目）

目的：入学後早期からの就業体験を通して、キャリア意識を高めるとともに、県内企業への進路選択の幅を広げる機会を提供することを目的に実施

内容：山形県内の中小企業において、営業同行や事務補助などの通常業務体験を行う3日間の現場実習を実施。

受入企業等：県内中小企業25社（山形県中小企業家同友会加盟企業に限定）

✓受入企業の負担軽減のため、インターンシップの期間を短期間に設定。将来的に中長期インターンシップを実施することを視野に入れ、段階的に企業開拓と受入態勢の整備を実施。

✓プログラムの基本フォーマットを大学と山形県中小企業家同友会が協働で作成。県内企業の産学協働教育に対する意識を変える契機としてインターンシップを活用。

2. 地域で推進体制を構築して実施している取組

ふじのくに地域・大学コンソーシアム

目的：静岡県内の高等教育機関相互の連携強化、地域における広範なネットワーク形成、地域社会の発展への寄与等を目的に平成26年に設立。（平成27年に公益社団法人化。）

内容：インターンシップをはじめ、単位互換等の教育連携、共同研究、国際交流等の事業を実施。

参加機関等：大学等21機関、自治体22機関、公共的団体2機関（令和元年5月）

成果：県内企業におけるインターンシップの実施割合が増加

✓大学・自治体・企業から構成される全県的なインターンシップの推進体制を整備。

✓静岡県が、学生・自治体・企業間の調整・インターンシップの実施における中心的役割を担い、県は企業向けのインターンシップ導入の手引きを作成・配布する等、連携・協力。

8

地方大学発のイノベーションの成果事例と今後の方向性

- ◆ 地方創生の実現、地域課題解決のため、地方大学を核とした地域イノベーション・エコシステムの構築が必要であることから、今まで以下のような取り組みを行ってきたところ。

大学を中核とするイノベーション・プラットフォーム構築 (センター・オブ・イノベーション (COI) プログラム)

- 産（日立等）・学（北海道大学等）・官（岩見沢市）が連携して「母子健康調査」を実施し、母子に係る研究成果と課題を母子と共有することにより、**母子の行動変容を実現し、低出生体重児減少に寄与。**（北海道大）
- 地域産業（小松マテレ、サンコロナ小田）と革新材料の開発、実証・実装試験、材料標準化等を行うことで**地域産業の振興に貢献。**（金沢工業大）



カボコーマ・ストランドロッド
(熱可塑性炭素繊維複合材)

地方大学の技術シーズの発掘と事業化による地方創生 (地域イノベーション・エコシステム形成プログラム)

- AIによる完全自動睡眠計測・解析による世界中の眠りに悩む人々への睡眠検査技術の研究開発を通じ、プロジェクト発ベンチャー「(株)S'UIMIN」を設立、平成30年度には、**9億円の外部資金を獲得。**（筑波大）
- 北九州市の、**政令市で最も高齢化率が高いという地域特性**を踏まえ、非接触でも生体データを取得できるセンサ等の研究開発を通じ、**高齢者等の安全な暮らしを実現するためのみまもりセンサ機器を大学発ベンチャーから発売。**（九州工業大）



今後の地域科学技術イノベーション振興の方向性

(第10期地域科学技術イノベーション推進委員会 中間まとめ (令和2年8月))

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、一極集中型の日本社会構造の脆弱性を浮き彫りに
- 地域の経済発展や社会的課題を自律的に解決し発展し続ける仕組み = **イノベーション・エコシステムを地域レベルで形成**

- 地域における産学官が協働する場となる「**地域共創の場**」（地域連携プラットフォームを想定）を構築し、そこでの議論を踏まえた地域ビジョンを策定・共有
- さらに、**地域ビジョンからのバックキャストに基づく研究**を、地域の知の拠点である**地方大学等を中核とした産学官連携の拠点形成**により推進

遠隔授業の実施による学修機会の確保

大学における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

(1) 遠隔授業等の実施に係るルールの明確化

- ① 遠隔授業の自宅受講可
- ② 遠隔授業で取得できる単位の上限 (60/124単位)
に算入不要となる場合の明確化 等



(2) 大学等における遠隔授業の実施に向けた環境整備

補正予算で以下の内容を必要に応じて整備

① システム・サーバ整備

② 機材整備

大学等側 : **カメラ・音声機器等**
学生側 : **モバイル通信装置**

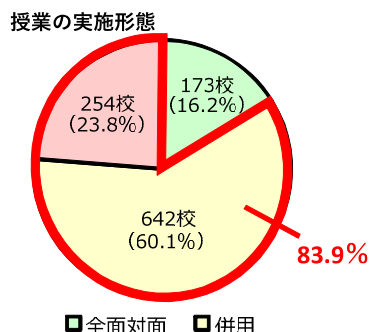
③ 技術面・教育面の支援体制整備

(機器のトラブル対応等の**専門的人材**(TA等)の配置など)

令和2年度補正予算額
: 100億円
1次補正予算額 : 27億円
2次補正予算額 : 73億円

新型コロナウイルス感染拡大への大学等の対応状況

7月1日時点で、**すべての大学・高専が授業を実施**しており、そのうち、**約8割が遠隔授業**を利用して授業を実施。



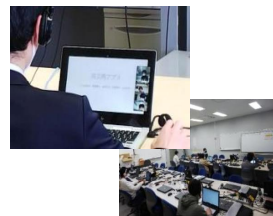
(参考) 大学における遠隔授業の取組例

愛媛大学の取組

グループワークの実践

ウェブ会議サービスならではの**強み***を活かしながら、**グループワークなどのディスカッション型の授業**を展開

(※) バーチャルなグループ分けが容易、コメント機能を使用し学生同士や教員とのディスカッションが可能、複数人で同時編集などチームでの共同作業が可能



オンラインを活用した海外の大学との交流

大学の世界展開力強化事業～COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援～

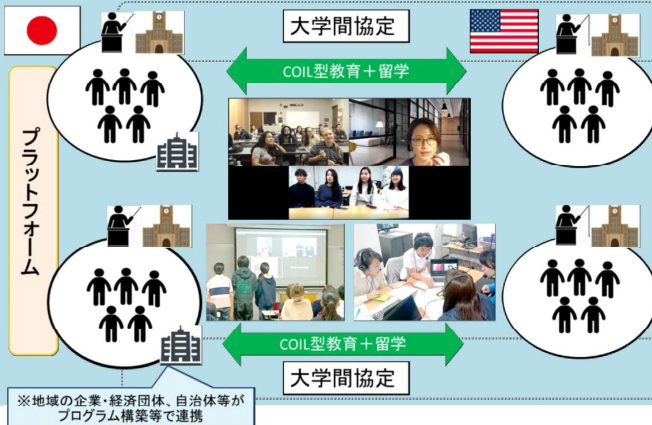
事業概要・目的（補助期間：2018-2022〈5年間〉）

2020年度予算額 219百万円（前年度予算額 243百万円）
（単価：20,250千円×9件、プラットフォーム36,700千円×1件）

- オンラインを活用した双方向の国際協働学習（COIL※）方式に基づく、我が国の大学と米国の大学との大学間交流を支援。
※COIL（Collaborative Online International Learning）
- 米国教育協議会（ACE: American Council on Education）との協力による実施。

事業イメージ

- 単位認定、成績評価などの質保証を伴う先導的な国際教育プログラムの開発・実施
- COIL型協働学習プログラムやオンライン教材の開発
- 学修プログラム・教材を共有するためのプラットフォーム管理・運営
- COILと連動して実施する交換留学



期待される効果

- 地理的条件を問わず、国際協働学習機会の提供が可能。
- 国際的な教育機会を享受する学生が拡大するとともに、海外相手国学生とのネットワークの継続的確保が可能。

琉球大学の取組

太平洋島嶼地域の13大学とオンラインを活用した国際的な双方向の教育や海外学生交流プログラム（派遣・受入）を実施



Skypeなどのビデオチャット、SNS、アップロードされた教材などを学習の目的に応じて使い分け、海外大学の学生と協働でプロジェクトやプレゼンテーションを行う学習活動を実施

（参考）地方大学の振興に資する文部科学省の支援

- 地方創生を担う人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化の観点から、地方大学の振興を図ることは重要であり、基盤経費や補助金等の枠組みを活用して、地域の発展に貢献する大学を支援

2020年度予算額：国立大学法人運営費交付金等（1兆1,070億円）の内数

地域活性化の中核的拠点形成のための国立大学の機能強化

- ◆ 地域のニーズに応える人材育成・研究の推進などの各大学の強み・特色をいかした機能強化構想について重点支援

宇都宮大学の取組

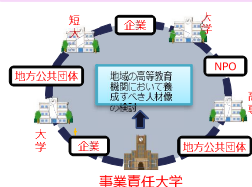
- ✓ 地域デザイン科学部を設置。
- ✓ 地域対応力を養う実践的教育プログラムを実施。
- ✓ 具体的には、地域の課題解決に向けて実践的に行動できる能力である地域対応力を養うため、文理の専門領域を超えた学部共通的教育プログラム（ディスカッション、フィールドワーク、プレゼンテーション）の実施。



2020年度予算額：254百万円（新規）

大学による地方創生人材教育プログラム構築事業

- ◆ 国公立を通じた地域の大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革と出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することを支援。



事業内容

- ✓ 大学群、地方公共団体、企業等が連携・協働し、当該地域が養成すべき（産業）人材像を分析・検討。
- ✓ 分析・検討結果に基づき、当該（産業）人材を養成するための指標を作成。
- ✓ 指標に基づき、大学における学修と、出口（就職先）が一体となった教育プログラムを構築・実施する。

2020年度予算額：私立大学等経常費補助金（2,977億円）の内数

地方創生に貢献する私立大学への支援

- ◆ 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進や、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組など、地方創生に貢献する私立大学等を支援

石巻専修大学の取組

- ✓ 被災地復興に向けたボランティア活動の拠点。
- ✓ 被災の記憶をとどめるためのアーカイブ化などの防災と復興に関する事業。
- ✓ 地域の小中高校と連携した復興教育を展開するなど「復興共生プロジェクト」を実施。



＜石巻専修大学の3Dプリンタで作成した震災前の石巻沿岸の模型＞

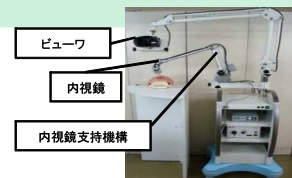
2020年度予算額：3,624百万円

地域イノベーション・エコシステム形成プログラム

- ◆ 特徴ある研究資源を有する地域の大学において、事業化経験を持つ人材を中心とした事業プロデュースチームを創設。専門機関を活用し、市場・特許分析を踏まえた事業計画を策定し、大学シーズ等の事業化を目指す。

浜松地域の取組

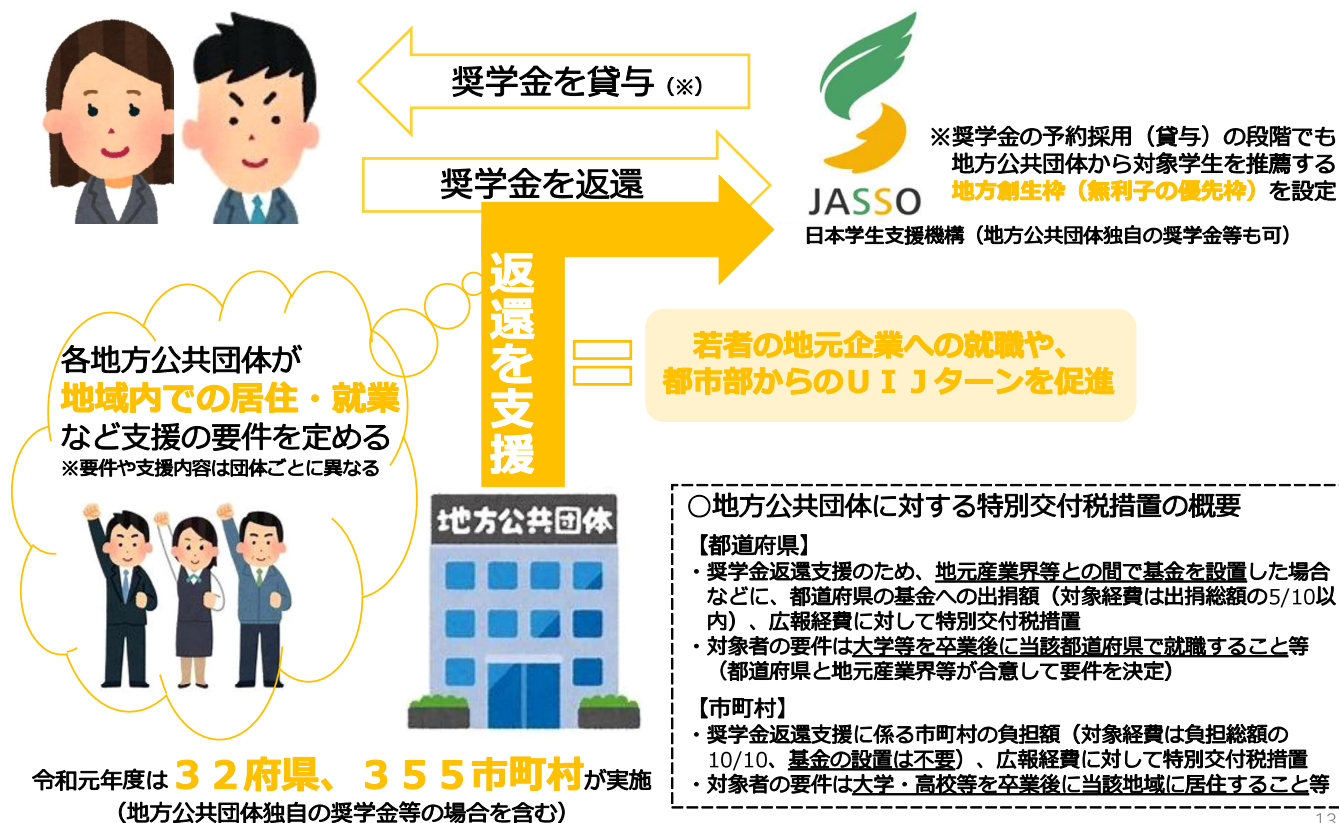
- ✓ 立体視でき、高画質かつ人の眼が捉える色を忠実に再現する製品版内視鏡カメラシステムの改良型が2016年度末に完成。
- ✓ 浜松医科大学発ベンチャー企業を2019年12月に起業。



このほか、地域産業の活性化に資する高等専門学校における教育への支援や国立大学及び国立高専に対して地域のニーズに応える施設の機能強化のための支援等を実施

(参考)「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に、その若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



13